

同時資料提供先：高松サンポート合同庁舎記者クラブ
高知県政記者クラブ、幡多記者クラブ

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (第2回幹事会) の開催について

横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第2回幹事会)を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1. 開催日時

平成23年3月23日(水) 14:00から

2. 開催場所

四万十市立中央公民館 1階大会議室
四万十市右山五月町8-22

3. 議 事(予定)

- ・ダム事業等の点検について
- ・複数の治水対策案の立案について

4. 公開等

- ・会議は公開で開催します。
- ・一般傍聴の方の席を30席用意します。
- ・ビデオ・カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までです。
- ・取材や傍聴に関する詳細は別添資料1及び2をご覧ください。

平成23年3月17日
国土交通省 四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課長 いしはら 石原 まさのり 雅規
電話：(087) 851-8061 (内線3611)

(別添資料 1)

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(第2回幹事会)の開催について(報道機関の方へ)

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(第2回幹事会)について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時 平成23年3月23日(水) 14時～
2. 開催場所 四万十市立中央公民館 1階大会議室
住 所 四万十市右山五月町8-22
3. 議 事(予定)
 - ・ダム事業等の点検について
 - ・複数の治水対策案の立案について
4. 受 付
 - ・受付日時 平成23年3月23日(水) 13時30分～13時50分
 - ・受付場所 会議室前入り口付近の報道機関受付窓口
 - ・事前の登録は不要です
 - ・受付にて必要事項を記入の上係員の指示に従って入場してください。
 - ・会場には、報道機関用の席を設けています。報道機関用の席に着席して取材してください。
5. その他
 - ・取材に際しては、別紙-1の取材についてのお願いを遵守してください

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」
(第2回幹事会)

取 材 に つ い て の お 願 い

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要な事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② 円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
 - ③ ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ④ 携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ⑤ 報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。

(別添資料 2)

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(第 2 回幹事会)の開催について(一般の方へ)

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時 平成 23 年 3 月 23 日(水) 14 時～
2. 開催場所 四万十市立中央公民館 1 階大会議室
住 所 四万十市右山五月町 8-22
3. 議 事
 - ・ダム事業等の点検について
 - ・複数の治水対策案の立案について
4. 受 付
 - ・受付日時 平成 23 年 3 月 23 日(水) 13 時 30 分～13 時 50 分
 - ・受付場所 会議室前入り口付近の一般傍聴受付窓口
 - ・事前の登録は不要です
 - ・受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従って入場してください。
 - ・会場には、一般傍聴用の席を 30 席用意しています。
 - ・受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
5. その他
 - ・傍聴に際しては、別紙-2 の傍聴要領を遵守して下さい。

**「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」
傍聴要領**

(主旨)

この要領は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」（以下「幹事会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(幹事会の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。